○厚生労働省告示第四百八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるテュフズードジャパン株式会社及び株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎについて、その基準適合性認証を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更の日
ＡＡ	テュフズードジャパン株式会社	一　東京都新宿区西新宿四丁目三十三番四号 二　大阪府大阪市淀川区宮原三丁目五番二十四号新大阪第一ビルディング十階	一　東京都新宿区西新宿四丁目三十三番四号 二　大阪府大阪市淀川区宮原三丁目五番三十六号	平成二十四年三月一日
ＡＣ	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ	一　三重県伊勢市朝熊町四千三百八十三番三百二十六 二　東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 三　神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町百三十四 四　三重県伊勢市横輪町百八番	一　三重県伊勢市朝熊町四千三百八十三番三百二十六 二　東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 三　三重県伊勢市横輪町百八番	平成二十三年十月一日

○厚生労働省告示第四百九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表の４に次のように加える。

(97)　Ｉ型プロコラーゲン－Ｎ－プロペプチドキット

(98)　ヒトＬ型脂肪酸結合蛋白（Ｌ－ＦＡＢＰ）キット

(99)　チトクロムｃキット

(100)　抗ＲＮＡポリメラーゼⅢ抗体キット

○厚生労働省告示第四百十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項及び第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である社団法人熊本県薬剤師会について、その主たる事務所の所在地及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所として設置した社団法人熊本県薬剤師会医薬品検査センターの所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地	変更の日
熊本県熊本市中央区萩原町十番六号	熊本県熊本市萩原町十番六号	平成二十四年四月一日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の所在地の変更

変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地	変更の日
熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番十九号	熊本県熊本市本荘三丁目二番十九号	平成二十四年四月一日

○厚生労働省告示第四百十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
社団法人熊本県薬剤師会	食品衛生法第二十六条第一項及び第二項に規定する製品検査のうち理化学的検査及び細菌学的検査の業務	平成二十四年六月三十日

○厚生労働省・環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十四年六月十四日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十四年六月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子
環境大臣　細野　豪志

1　承認番号　12－36Ｖ－0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立成育医療研究センター　総長　五十嵐　隆 東京都世田谷区大蔵二丁目10番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	ヒトcytochrome b-245, beta polypeptide (CYBB) 遺伝子を含み、マウスアンフォトロピックウイルス4070Ａのエンベロープタンパク質を有する増殖能欠損型モロニーマウス白血病ウイルス（MFGSgp91）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒトの治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	治療施設の所在地　東京都世田谷区大蔵二丁目10番１号 治療施設の名称　国立成育医療研究センター病院 (1)　MFGSgp91溶液は、容器に密封後、凍結状態で治療施設に輸送し、当該施設内の施錠可能な保存室内の冷凍庫に保管する。 (2)　凍結状態のMFGSgp91溶液の融解、希釈及び分注操作は、Ｐ２レベルの拡散防止措置を執ることができる細胞調製室（以下「細胞調製室」という。）の安全キャビネット内又は未梢血ＣＤ34陽性細胞へのMFGSgp91溶液の導入操作、細胞の培養、その他MFGSgp91希釈溶液及びMFGSgp91導入細胞の取扱いもすべて同様に細胞調製室の安全キャビネット内又は細胞調製室内の閉鎖系パックにおいて行う。MFGSgp91希釈溶液及びMFGSgp91導入細胞の保管は、細胞調製室内の冷凍庫又は冷蔵庫において行う。